

独立行政法人港湾空港技術研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円
理事長	18,629	11,976	5,053	402 (通勤手当) 1198 (都市手当)
理事 (1人)	15,643	10,193	4,301	130 (通勤手当) 1019 (都市手当)
監事 (1人)	14,116	9,466	3,154	549 (通勤手当) 947 (都市手当)
監事 (非常勤) (1人)	3,224	3,224	0	0 ()

注:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員の退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間		摘 要
		年	月	
理事長				該当者なし
理事				該当者なし
監事				該当者なし
監事 (非常勤)				該当者なし

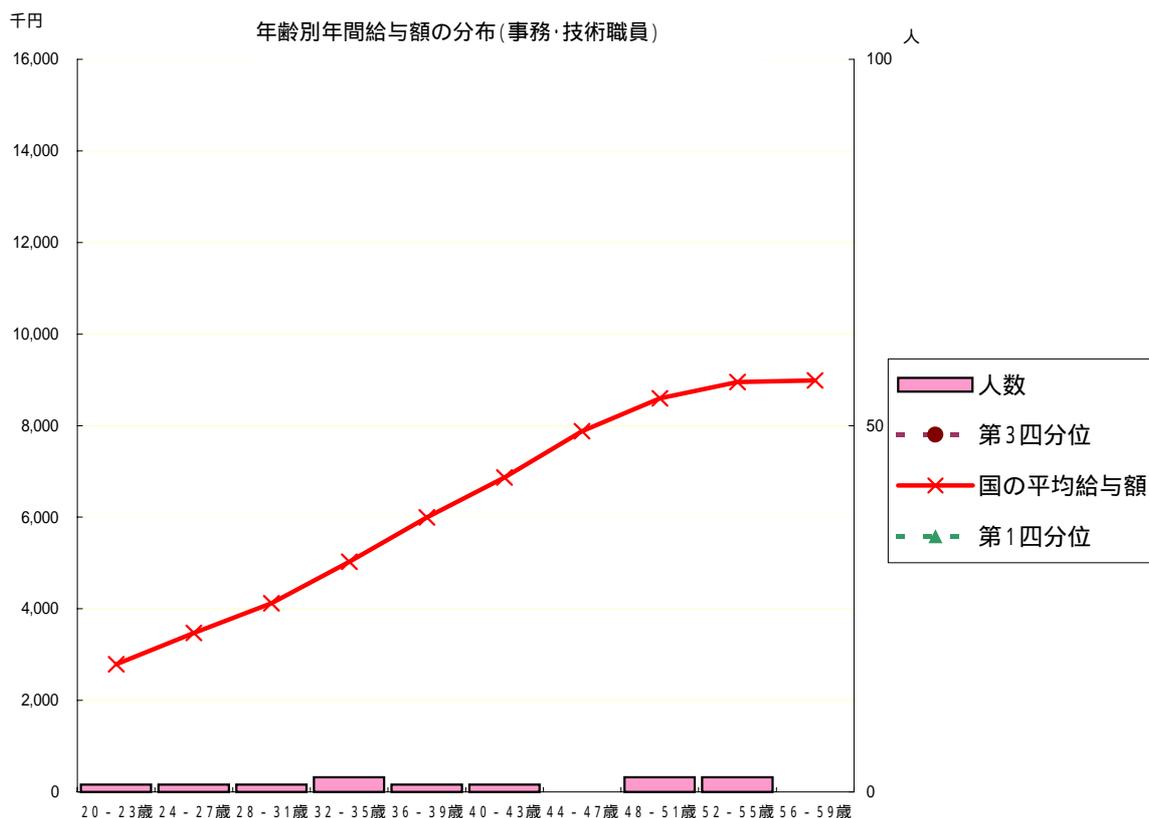
職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)		
			総額	うち 所定内	うち 賞与
常勤職員	77人	39.0歳	7,960千円	5,897千円	2,063千円
事務・技術	11人	39.1歳	6,305千円	4,659千円	1,646千円
研究職種	66人	39.0歳	8,236千円	6,104千円	2,132千円
在外職員	該当者なし				
任期付職員	3人	34.8歳	6,053千円	4,750千円	1,303千円
事務・技術	該当者なし				
研究職種	3人	34.8歳	6,053千円	4,750千円	1,303千円
再任用職員	該当者なし				
事務・技術					
研究職種					
非常勤職員	該当者なし				
事務・技術					
研究職種					

注：常勤職員については、在外勤務職員、任期付職員、再任用職員を除く。

年間給与の分布状況（事務・技術職員 / 研究職員）

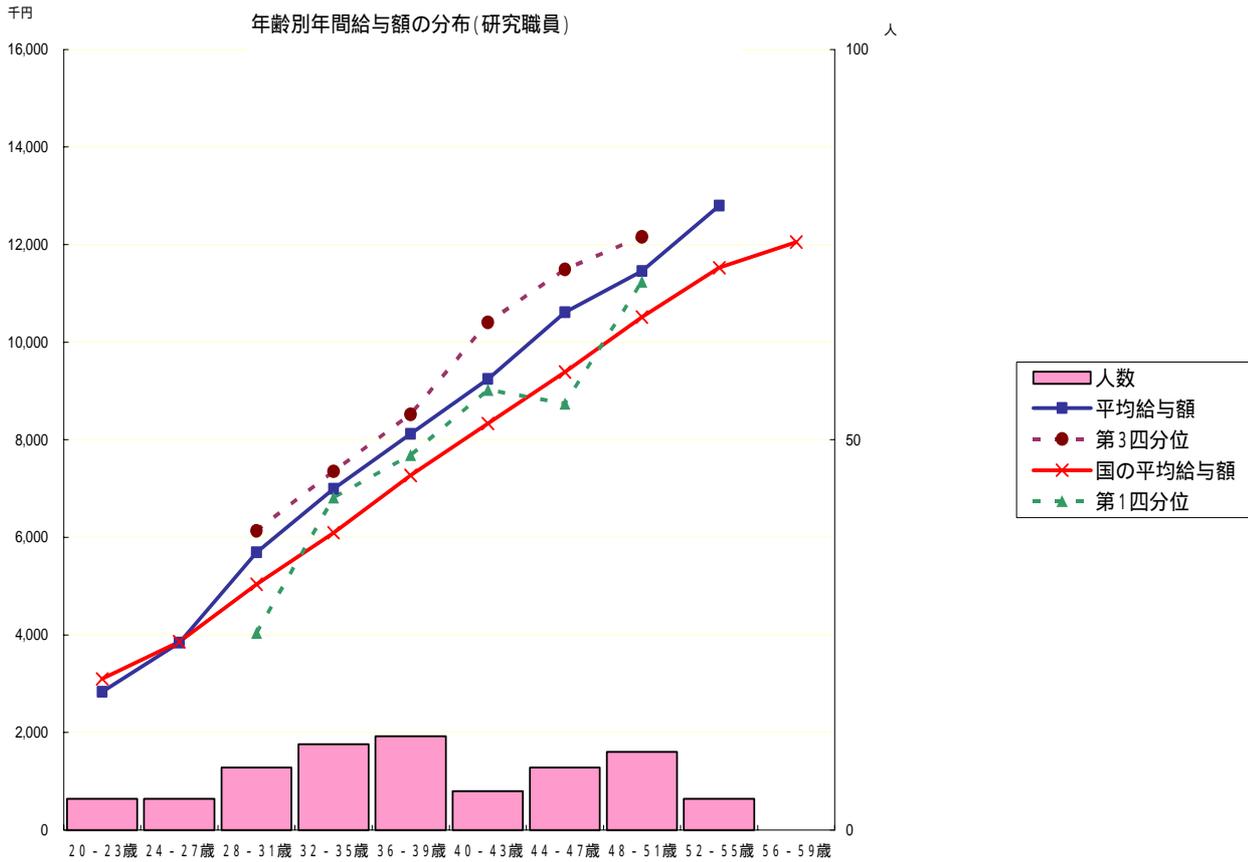


注：年齢20～23歳、24～27歳、28～31歳、32～35歳、36～39歳、40～43歳、48～51歳及び52～55歳の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
課長	2	51.5	-	-	-	-	-
課長補佐	2	51.5	-	-	-	-	-
係長	2	33.5	-	-	-	-	-
主任	2	40.0	-	-	-	-	-
係員	3	25.8	-	-	3,267	-	-

注：課長、課長補佐、係長及び主任は該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
研究部長	5	52.7	13,356	14,031
研究室長	22	44.4	8,898	11,591
主任研究官	25	37.5	6,967	8,065
研究員	14	28.4	3,195	5,268

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	6級	7級	8級
標準的な職位		係員	係員	係員	主任係長	課長補佐	課長補佐	課長
人員 (割合)	11	1 (9.1%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)
年齢(最高～最低)					32～43			
所定内給与年額(最高～最低)					3,853～4,578			
年間給与額(最高～最低)					5,179～6,297			

区分	計	9級	10級	11級
標準的な職位		課長	部長	部長
人員 (割合)		該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)				
所定内給与年額(最高～最低)				
年間給与額(最高～最低)				

注:1級～3級、及び6級～8級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究員	研究官	主任研究官	室長 主任研究官	研究部長 室長
人員 (割合)	66	9 (13.6%)	5 (7.6%)	21 (31.8%)	11 (16.7%)	20 (30.3%)
年齢(最高～最低)		20～28	26～43	31～50	36～52	42～53
所定内給与年額(最高～最低)		1,930～2,964	3,402～4,938	4,321～6,522	5,842～7,336	7,417～10,172
年間給与額(最高～最低)		2,629～4,041	4,504～6,680	5,877～8,776	7,910～9,800	10,003～14,100

賞与(15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	(最高～最低)	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	69	65.7	67.4
	(最高～最低)	(29.3～34.0)	(32.2～37.3)	(30.7～34.1)

注：事務・技術職員における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

賞与(15年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	66.0	63.0	64.6
	(最高～最低)	(29.7～40.0)	(32.8～43.7)	(31.7～41.8)
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	68.4	65.6	67.1
	(最高～最低)	(29.5～34.0)	(32.5～37.3)	(30.9～34.2)

職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

101.4

対全法人

94.3

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

110.8

対全法人

107.7

総人件費について

区分	当年度	前年度	比較増減	中期目標期間開始時からの増減
給与、報酬等支給総額(A)	千円 886,641	千円 921,702	千円 (%) 35,651 (3.95)	千円 (%) 50,173 (5.35)
人件費 ((A)+退職手当繰入+法定福利厚生費)	千円 1,102,129	千円 1,086,579	千円 (%) 15,550 (1.43)	千円 (%) 121,542 (11.0)
最広義人件費	千円 1,259,083	千円 1,232,203	千円 (%) 26,880 (2.18)	千円 (%) 58,718 (4.45)

報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬の水準を考慮するとともに、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案することとしている。なお、平成15年度において国家公務員の例に準じて役員報酬の減額を行った。

役員報酬水準の改定内容

理事長	報酬月額を1,003,000円から991,000円に引き下げ 期末特別手当の引き下げ(3.5月 3.3月)
理事	報酬月額を854,000円から843,000円に引き下げ 期末特別手当の引き下げ(3.5月 3.3月)
理事(非常勤)	該当者なし
監事	報酬月額を793,000円から783,000円に引き下げ 期末特別手当の引き下げ(3.5月 3.3月)
監事(非常勤)	報酬月額を270,000円から266,700円に引き下げ

2 職員給与

人件費管理の基本方針

業務の効率化、可能な限りの外部委託の促進を行い、人件費の抑制を図り、中期計画の目標である一般管理費(人件費、光熱費)の抑制を図るとともに、適正な管理を心がけることとしている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与及び民間企業の水準を考慮するとともに業務実績を十分に反映し超過勤務の抑制、手当等の適正な管理を努める。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇格・昇給の実施及び勤勉手当の支給に際して、従前から反映しているところであるが、より一層その趣旨を反映したものとなるような人事・給与制度とすることを考えている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	昇格基準に達した者のうち、昇格勤務成績が良好な職員 12月を下らない期間を良好で勤務した職員(普通昇給)
賞与・勤勉手当 (査定分)	特に困難、精神的・身体的に苦勞の多い、特許取得等社会的評価の高い成果を挙げた者
特別昇給	文部科学大臣表彰を受けた者、土木学会の論文賞受賞等博士号を取得した者

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

国家公務員給与及び社会情勢等を考慮し基本俸給を平均 1.1%、扶養手当の改定で配偶者に係る支給額を14,000円/月 13,500円/月で500円引下げ、住居手当を新築・購入から5年間に限定(2,500円/月)5年を超える場合(1,000円/月)は廃止した。

法人が必要と認める事項

特になし